

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和4年12月14日(水) 午前10時 議場

出席委員(8名)

(委員長) 土 光 均 (副委員長) 田 村 謙 介
安 達 卓 是 塚 田 佳 充 津 田 幸 一 錦 織 陽 子
森 谷 司 吉 岡 古 都

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【市民生活部】藤岡部長

[市民一課] 東森課長

[市民二課] 萩原課長 高森課長補佐兼年金医療担当課長補佐
坂本市民相談担当課長補佐

[保険課] 森次長兼課長 白鳥保険業務担当課長補佐

[市民税課] 長谷川次長兼課長

[固定資産税課] 永江課長

[収納推進課] 富田課長

[環境政策課] 木下課長 足立課長補佐兼環境計画担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長

【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 中本課長

[福祉課] 橋尾次長兼課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 米田課長 田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 足立課長 赤井高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 渡部課長 井原フレイル対策推進室長

【こども総本部】景山部長

[こども政策課] 松田次長兼課長 永榮課長補佐兼子育て政策担当課長補佐

[こども施設課] 斎木課長 柘本子育て施設担当課長補佐

[こども支援課] 金川課長 松永子育て支援担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 土井議事調査担当主任

傍 聴 者

稲田議員 岩崎議員 門脇議員 国頭議員 戸田議員 西野議員 又野議員

矢田貝議員

報道関係者2人 一般3人

審査事件及び結果

議案第89号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

- 例の一部を改正する条例の制定について [原案可
決]
- 議案第 9 0 号 米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて [原案可
決]
- 議案第 9 1 号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]
- 議案第 9 2 号 米子市フレイル対策推進基金条例の制定について [原案可
決]
- 陳情第 1 0 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める
意見書の提出を求める陳情書 [不採
択]
- 陳情第 1 6 号 いわゆる靈感商法など、悪徳商法の被害の実態解明と対策強化について
(陳情) [不採択]

報告案件

- ・「(仮称) ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」(案) について [市民生活部]
- ・米子市高齢者陶芸作業所の廃止について [福祉保健部]

~~~~~

### 午前 1 0 時 0 0 分 開会

**○土光委員長** ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、12月9日の本会議で当委員会に付託されました議案4件及び陳情2件について審査するとともに、2件の報告を受けます。

また、陳情第10号及び第16号の賛同議員である又野議員より都合により欠席する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、陳情第10号、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体、鳥取の保育を考える会、石井由加利さんに出席いただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、石井さん、お願いいたします。

**○石井氏(参考人)** 本日は、民生教育委員会におきまして意見陳述の機会を与えていただき、心より感謝申し上げます。保育の向上に向けた日頃の御尽力に対し、議員の皆様や行政担当者の皆様に敬意を表するものです。

さて、この間の報道で御承知のとおり、昨年7月、福岡、今年9月には静岡で通園バスに置き去りにされた園児が熱中症で死亡する事故が発生いたしました。幾つも重なった施設側の人為的ミスで貴い命が失われた事実は、保育関係者にとって改めて安全管理対策の見直しと徹底が求められ、国はバスへの安全装置の義務化とそのための必要経費を今年度

第2次補正予算に計上しました。そして、静岡県裾野市の私立認可保育園で起きました、保育士が園児の足をつかんで宙ぶりにするなどの行為をしていた問題で、1歳児クラスの元保育士3人が暴行の疑いで逮捕されました。市は保育園長を犯人隠避の疑いで刑事告発、健康福祉部長と子育て支援課長、こども未来課長の幹部3人について、問題を把握しながら市長への報告を怠ったとして懲戒処分にする方針を示したことなどが連日報道され、保育現場の荒廃があらわとなり、保育士による虐待問題が顕在化してきました。保育所で起きた事件や事故に対して、当該施設や直接関わった保育士の責任は厳しく問われることはもちろんですが、保育現場では日常的にヒヤリ・ハットのけがなどが多発している現状があり、決してよそで起こった問題として見ることはできませんでした。これらの事故・事件について、保育の質が大きく低下していることが問題の本質と考えています。

現在、国の保育士配置基準は、1、2歳児、あと3歳児の配置基準は50年以上、4、5歳児の子ども30人に保育士1人の基準に至っては、1948年の基準制定以来74年間一度も改善されておらず、ゆとりある十分な人員配置がされていないこと。短時間勤務者に置き換えることを容認する規制緩和が行われ、非正規化や未資格者の子育て支援によって保育が支えられている現状が進んでいること。また、低い賃金と労働条件によって保育士不足が恒常化するなど、コロナ禍で感染予防対策への対応も加わり、現場の多忙化と感染予防への緊張感は日常化し、保育士に多大な負担が強いられ、様々な課題が山積しています。待機児童問題の解消策として、質より量的拡大が優先されてきた結果、職員集団、組織に保育の専門性が蓄積、研さんされていないこと、そして不適切な保育をチェックし、正そうとする機能がなかったことなどなど、保育の質が大きく低下していることが考えられ、問題の本質と考えています。

また、自治体の保育責任の形骸化もあるのではないかと考えています。本来、子どもの権利、発達を保障するための保育の体制確保や環境整備、専門性や質を担保し向上させる責任は、保育の実施義務を持つ自治体自らが負っています。国民の権利としての保育と、国、自治体の保育責任を明確にした措置制度から、2015年子ども・子育て支援新制度のスタートにより、保育をサービスとして利用する利用契約制度へと大きく転換され、保育の市場が進められた結果、公立保育所の統廃合、民営化が進められてきました。保育所での事件や事故に対しても、自治体の保育責任が第一義的に問われなければならないのではないかと考えています。

国は、2023年4月のこども家庭庁の発足に向けて準備を進めています。本気で子ども施策を進めるというのであれば、そのための予算確保が不可欠です。しかし、国は、来年になってまとめるという2023年度の骨太方針において子ども関連予算を倍増する道筋を示すというのみで、財源などの具体策について何ら明らかにしていません。政府は約10年にわたり保育士の処遇改善を僅かながら行ってきました。実際に支払われる賃金構造基本統計調査では、全産業平均との格差は約2万円縮まった程度で、まだ8万円もの格差があります。子育て支援と併せて、それを支える保育施設職員の配置基準、施設面積基準を改善させる車の両輪としての取組がなされなければ、保育現場はますます疲弊し、保育士の離職は進み、保育士不足は解消されることはないと考えています。

私たち保育関係者の目指すのは、一人一人の子どもの声に耳が傾けられる保育、災害などのいざというとき、子どもの命を守れる保育、保育者も保護者も子どものために手を取

り合える保育です。11月20日は、1954年に世界の子どもの相互理解と福祉の向上を目的として、国連によって世界子どもの日が制定されました。この日に全国では保育関係者が訴えました。保育園は慢性的な保育士不足です。命を預かる保育施設の安心・安全は人手不足では保障できません。せめて各クラスにあと1人保育士さんをとという小さな願いをぜひ実現させてくださいと、保育士は涙ながらに訴えていました。

このたびの意見陳述に当たりまして、同封に資料を入れさせていただきましたが、私たちが考える保育所基準案、保育の理念、施設配置基準を添付しています。11年前、当時、奥野鳥大教授をアドバイザーにして、基準案作成プロジェクトチームでつくり上げたものです。子どもの権利を最優先に、保育の理念と理念を実現するための基本的視点、条件整備などを求めました。配置基準で私たちが考える基準案に沿った改善が、智頭町では以前から、ゼロ歳児から実施されていて、非常に参考になる行政施策だというふうに考えています。

11月2日に県の学童保育の代表と私が上京しまして、県内選出衆参国會議員事務所を訪問し、保育予算の増額と配置基準改善、施設基準の抜本的改善と保育士の増員を求めて懇談要請をしてきました。結果、自民党の石破茂議員、立憲の湯原俊二議員が保育請願署名の紹介議員となってくださいました。石破議員からは、自民党は関係ない、県内でも保育士の離職が進み、保育士不足が深刻と聞いている、国の責任で、保育士の配置基準や処遇は早急に改善すべきことと話され、両議員から大きな励ましをいただきながら現場の声を伝えることができたことは、とてもよかったと思っております。

子どもたちは幸せな子ども時代を過ごす権利があります。コロナ禍においても、保護者、家族は働き続けなくてはならず、保育園はそれを支え、子どもたちの命と健康を守り、遊びと生活を保障するために、保育士は日々厳しい状況下でも奮闘しています。笑顔を絶やさず頑張っております。米子市議会より国に対して、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書を提出していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、意見陳述を終わります。ありがとうございました。

**○土光委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります国頭議員の説明を求めます。

国頭議員。

**○国頭議員** 今、陳情の方が言われました。私も保育基準の配置、先日、ニュースで全国には保育士をあと1人という会があって、その団体が活動しておられたのを見ました。保育士さんの中には、やはり30人を公園など移動させるときとか、30人を1人で見るといふのは不可能ですという話でした。加配というものがあっても、焼け石に水のようなものであります。1人、2人の加配では、この1人が30人を見るといふ基準は到底クリアできておりません。資料にもついてますように、先進国から見ても、加配をしたとしてもはるかに差があるということが明らかであります。以前から言っている、保育士に対する賃金の処遇というものはずっとあります。しかし、なかなか抜本的に、まだまだ解決

ができてないという現状だと思います。そういった中で、この意見書のひな形にもありませんけども、やはり公定価格を引き上げるということも、保育士配置基準とこれはセットになってることでもあります。そういったことを、これは国じゃないと、国に要望するしかありません。そういったことで、こういった現状は別に首都圏、都会だけの問題でなくて全国どこでもある。それを放置してた国の責任だと思います。予算を倍増するということがありますけども、いつ、本当に、どこに4月から倍増されるか、これからというところがあります。この期にしっかりと国に対して意見を言っていくということが必要であると思います。賛同理由とさせていただきます。以上です。

**○土光委員長** 賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか、執行部等、質疑はございませんでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** 執行部にお聞きします。提出者から2点の項目で陳情上げておられますけれども、2点目の公定価格という表記がありますが、ふだん、我々はなかなか目にすることはないんですけれども、保育所の担当さん方、職員さん方はこの公定価格っていうのはどんなことを含まれているのか示してもらいたいのと、毎年毎年そのことが、国が定めた基準ですから見直されると思うんですが、そういったことが日々行われているのか教えてください。

**○土光委員長** 金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 公定価格でございますが、児童を保育するために必要な経費について、施設型給付費というところで施設に対して給付をしているというのですが、その中で保育に要する費用、保育士の処遇に関する費用、あるいは加算等で障がい児の受入れに対する加配に要する費用とか、そういったものについて金額を定めていくというものでございます。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** 毎年行われるものと行われぬものがあるということですね。

**○土光委員長** 金川課長。

**○金川こども支援課長** 処遇改善等につきましては、その都度、状況に応じて国のほうで検討されるという部分もございますし、あと運営に要する経費、例えば物価高騰ですとか、そういったものについて必要な経費をどう捉えるかというところで、年次的に見直しが行われるというものでございます。

**○土光委員長** ほかにありませんでしょうか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 執行部に伺いたいんですが、この配置基準がなかなか見直されない理由として、国は、人手不足の中で配置基準を上げてしまうと事業所さんが立ち行かなくなるというような理由を上げておられるようなんですが、現在、米子市でもたくさんの民間企業さんが参入しておられますが、例えば人手不足でその事業が保育士さん不足で立ち行かないとか、もうこれ以上配置基準が上がったら参入できないとかいう声はありますでしょうか。

**○土光委員長** 永榮こども政策課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** ここ2年、待機児童が発生してない状況ってところで、保育士不足のために児童が受け入れることができてないという状況は生じてはおりませんが、支援の必要な子どもに対する加配の保育士がなかなか配置ができないというような声はお伺いしております。保育士の有効求人倍率が全職種よりも高い状況を踏まえると、今、待機児童が発生していないというのも新型コロナウイルスの入所控えというところも考えられるところで、今後その辺が増えてきた際に保育士の確保というのは課題になってくると考えられます。

**○土光委員長** ほかに。

森谷委員。

**○森谷委員** 執行部にちょっとお伺いいたしますけれども、保育士の経験とか資格がありながら現在そういう仕事についてないというか、潜在保育士というのはどれぐらい米子市にいらっしゃるかというような状況把握をされてるんでしょうか。もし分かってたら教えていただきたいと思いますけど。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 米子市での潜在保育士の実数というようなことは、ちょっと現状把握しておりません。

**○土光委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** ないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

安達委員から右周りということでお願いできますか。

**○安達委員** 私は採択したいと思います。先日も地方紙の社会欄だと思んですが、保育士の配置基準の見直しとか、子どもの健やかな育ちのためにという見出しで報告、いわゆるレポートというふうに読んだんですが、そういう記事がありました。今も話が出たんですけども、間違っていたら当局から指摘してもらいたいんですが、国の基準、ゼロ歳は3人、1、2歳が6人、3歳児が20人、4、5歳が30人という基準の見直しをと言っておられるというふうに読み取りました。最近、米子市の保育園、そのまた関連施設で、全体的には実態分かってないんですが、いわゆる共働きの方が非常に多くて、小さいときから入所される方が非常に多くなっているように聞きます。そうすると、保育所の保育士さんは受け取って保育をしなきゃいけないんですが、非常に長時間の保育をするのにも大変だというふうにも聞き取りましたので、ここは国において、提出者が言われる基準見直しは必要じゃないかなと思います。

それと、先ほど伺いました公定価格の見直しも都度都度あるとは言われますけれども、やはり随時この見直しは必要かなと思って採択を主張したいと思います。以上です。

**○土光委員長** 次、錦織委員。

**○錦織委員** 私、採択を主張したいと思います。先日の一般質問でも保育士の増員、処遇改善だとかね、配置基準を求める質問もしたところです。そこで、質問の中でも全国市長会で保育士配置基準の引上げを求めているということでしたので、米子市としてもそうい

う立場でもあると思います。来年、いよいよこども家庭庁を設置して、保育に関わる予算も倍増するというようなことも聞いていますけれども、やっぱりこの財源がどうなるかっていうところが一番気になるところで、本当にそういうことになるのかということに対しては、やっぱり今、この時点で意見書を上げるべきだというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、本当に70年以上改善がないってところはね、私、子育て支援としても本当に恥ずべきことだと思います。ぜひ保育士が安全にゆとりを持って大事な子どもたちを見るということが、これが保育環境をやっばりよくするという一番のことだと思いますので、いろいろ言いたいことはありますけれども、ぜひこの陳情は採択していただきたいというふうに思いますし、採択を強く主張します。以上です。

**○土光委員長** 森谷委員。

**○森谷委員** 私のほうとしては不採択でお願いしたいと思っております。私個人もめいが保育士をやっておりますので、いろんな保育現場の話も聞いたりすることはございますけれども、少子化ということの今の時代の流れと、保育士の数という問題、これもよく本当に検討しないといけない課題かと思えます。もう1点、最近本当に事故、事件が多発してるという面においては、今、代表の石井さんの言われたように、保育士の質の低下ということも大きな要因だと思います。そういった面で本当にしっかりとした保育士の資質の向上ということにどれだけまた注視というか、力を注ぐかということも子どもたちの幸せにつながっていくと思えますので、そういった面で保育士の資質の向上にどう取り組むかということと、あと、少子化の今の社会状況を鑑みて、結論として不採択でお願いしたいと思っております。

**○土光委員長** 田村委員、どうぞ。

**○田村委員** 私も不採択を主張したいと思えます。先ほど森谷委員のほうからもありましたが、現在少子化が進む中で、やはりこのニーズに以前と比べて変化が生じているということ。また、企業主導型が増え始めて以降は、一般のこういった子育て施設等においても人がなかなか集まらないという中であって、この配置基準が増しされるということは非常に合っていない、ミスマッチなんじゃないかなというふうに感じます。

あと、陳情者のほうからも、先ほどもございましたが、質より量が重視され質が低下ということ、ございました。通園バスの置き去りであるとか、暴行事件等を例示をされましたが、それはまさに質より量が重視され質が低下ということになると、この配置基準の見直しで増員というのは、まさにこの量を増やすということになりまして、ここもミスマッチがあるなというふうに感じます。また、来年ですね、子ども・子育て予算が倍増していくということについても財源が明らかではないというような問題提示もありましたが、これは国においてしっかり取り組まれるべきであり、我々市議会がそこをもってゆゆしき事態であるというふうに感じるのはなじまないという以上の提案をもちまして、不採択を主張いたします。

**○土光委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** 私も不採択でお願いしたいと思えます。先ほどもずっとお話を聞いていましたけど、やっぱり量より質、質が第一だと思います。質についてもうちちょっと議論したり、研修を行ったりしていただきたいなというところと、令和3年の11月、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の中で、保育士や看護師、介護士などを対象に、

収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から前倒ししています。公定価格の在り方を抜本的に見直すことを決定していきまして、国のほうがしっかり取り組んでいます。支援しておりますので、本陳情に対しては国としても議論や適切な措置を講じておりますので、不採択でお願いしたいと思います。

**○土光委員長** 津田委員。

**○津田委員** 私も不採択を主張いたします。先ほど塚田委員のほうから言われたことが私も同意見でございまして、国のほうがもう既にもうそういう措置を取られているということでございます。先ほどから74年間一度も改善がされてないですとか、コロナ禍で保育所の重要性はすごく広く社会に認識されているというような点ということは非常に理解をとるか、本当にそういうふうに思いますけど、この保育士配置基準の引上げ、これに限っての陳情ということでは採択はできないと、私はそういうふうに思います。以上でございます。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 最近の保育施設での虐待事件の頻発を見ましても、保育現場の皆さんの限界を超えてきていると感じております。先ほどより、量とか質とかの議論が続いていますが、量というのは決して保育士の量を言っているわけではなくって、1人に対してたくさん子どもを見て、合理的にするという、そちらのほうの子どもの量ということをおっしゃっているのだと思いますので、それに対して保育士の数を増やすというのは、保育の質を保つという意味で重要なことで、配置基準の見直しは必要だと考えています。あわせて、まだまだ保育士という仕事が女性のケア労働という域を出ないということも人手不足に拍車をかけていると思いますので、処遇改善、地位向上のために国が公定価格などで支援をするということもまだまだ足りないと感じております。頂いた資料によりますと、職員の配置割合が高い国は、アメリカを除きまして軒並み消費税が15%から25%と国民負担の高い国になっております。少子高齢化というのは成熟社会の宿命でもありますので、そういった成熟した国として、今のままの配置基準でこういった保育の現状でいいかということについては、現行の中福祉、低負担の制度のままでよいのかという議論にもつながると思います。先ほども財源が不透明というお話がありましたが、この意見書を提出することによって、そういった財源論の議論につながることを期待しまして、この意見書採択を主張いたします。

**○土光委員長** 討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

陳情第10号、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・安達委員、錦織委員、吉岡委員〕

**○土光委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と結しました採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕



○**土光委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

石井さん、本日は御出席いただきありがとうございます。

賛同議員は、傍聴席に移動してください。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 32 分 休憩**

**午前 11 時 04 分 再開**

○**土光委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、議案第 89 号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

萩原市民二課長。

○**萩原市民二課長** それでは、議案第 89 号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議会運営委員会の資料 1、12 月定例会議案の 5 ページを御覧ください。行政手続の簡素化による市民の負担軽減を図るため、法に定める事務以外で市長が個人番号を利用することができる事務及び当該事務において利用することができる特定個人情報を条例において定めているところでございますが、今回、その事務及び特定個人情報を追加するほか、所要の規定の整理を行うため改正しようとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、第 1 に、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務において利用することができる特定個人情報として、生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務に係る情報を追加するもの。第 2 に、個人番号を利用することができる事務に、生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を追加するもの。第 3 に、特別医療の助成に関する事務において利用することができる特定個人情報として、国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報を追加するもの。以上 3 点でございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、第 1、第 2 の生活保護に係る改正は公布の日、第 3 の特別医療に係る改正につきましては、議決後、国の個人情報保護委員会への届出を行うため、国の定めるスケジュールに従い、情報連携開始となる令和 5 年 10 月 1 日としております。

説明は以上でございます。

○**土光委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

錦織委員。

○**錦織委員** この被保護者健康管理支援事業っていうのは、令和 3 年 1 月から福祉事務所の必須事業ということになったようなんですけれども、この業務自体、これは業務委託はしておられるんでしょうか。

○**土光委員長** 橋尾福祉保健部次長。

○**橋尾福祉保健部次長兼福祉課長** この事業につきましては、市のほうで直接実施をして

おります。

○**土光委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** それと、3番の特別医療助成のことなんですけど、これは特定疾病だとか小児医療、それから独り親家庭などの助成制度のことなんですけど、なぜ今、これを入れることになったのかっていうことを、これを入れたらどう違ってくるのかということでお尋ねしたいと思います。

○**土光委員長** 高森市民二課課長補佐。

○**高森市民二課長補佐兼年金医療担当課長補佐** 今のタイミングになった理由でございますが、国が定める基準に従って、利用できる事務がこのたび保険証情報が入ったということで追加するものでございます。以上です。

○**土光委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

錦織委員。

○**錦織委員** 議案第89号については、マイナンバーを利用できる事務の拡大っていうのが1、2がありますので、これについては反対します。

○**土光委員長** ほかに御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** 討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

議案第89号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・安達委員、田村委員、塚田委員、津田委員、森谷委員、吉岡委員〕

○**土光委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

萩原市民二課長。

○**萩原市民二課長** それでは、議案第90号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

同資料の6ページを御覧ください。特別医療費の助成を受けようとする者の負担軽減を図るため、特定の疾病にかかっており、かつ所定の障がい有する被保険者等に対する医療費の助成の方法について整備するとともに、特別医療費の助成を受けるための手続における書類の添付を省略することができることとするため、改正しようとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、1つ目は、身体上の障害の程度が3級である者、重度を除く知的障害者と判定された者、精神障害の程度が2級または3級である者等として医

療費の助成を受けることができる者が特定疾病の療養又は医療を受けた場合のその医療費の助成は、現条例では受給者が医療機関でお支払いいただいた後、市に申請いただき、通院の場合、健康保険の一部負担金のうち1日当たり530円までを自己負担としており、この自己負担する額を除いた部分を払い戻す方法により行う、いわゆる償還払いとしているものを、本条例を改正することにより、受給者は医療機関に自己負担する額のみを支払い、残りを市が医療機関に支払う方法により行う現物給付とするものでございます。

2つ目は、特別医療費受給資格証の交付申請の手続において、申請書に添付することとされている書類について、申請者の同意を得た上で、所得証明、障害者手帳などの申請に必要な書類が、市において公簿により確認できるなどの市長が認める場合は、その全部、または一部を省略することができることとするものでございます。以上、2点でございます。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんでしょうか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** この2番のほうの書類の添付を省略できるというのは、この議案第89号の条例改正によるものでしょうか。関係ありますか。

**○土光委員長** 高森課長補佐。

**○高森市民二課長補佐兼年金医療担当課長補佐** 御指摘のとおり、既に所得情報等につきましては情報連携を利用して情報を取得しておりますので、取得できる情報をさらに増やして、申請者の負担軽減を図っていくという趣旨でございます。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** ほかにございますか。

錦織委員。

**○錦織委員** その件で確認なんですけど、所得証明とか、通常なら取らないといけない分を、結局マイナンバーを利用して、これを出さなくてもいいってことなんですか。もう一回確認します。

**○土光委員長** 高森課長補佐。

**○高森市民二課長補佐兼年金医療担当課長補佐** 所得情報につきましては、本人の同意を得なければ情報連携で情報を取ることができませんので、本人様に窓口で御説明した上で同意をいただいて、情報連携で情報を取っております。以上です。

**○土光委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。賛否を含めた御意見があれば述べてください。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** 特にないですね。討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第90号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

森市民生活部次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** 議案第91号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

お手元の同資料の7ページを御覧ください。議案第91号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本議案は、非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減の対象者を把握する際に、当該失業者がマイナンバーカードにより雇用保険の受給資格の確認を受けた場合に交付される雇用保険受給資格通知を用いることができることとするため、改正しようとするものです。

改正内容としましては、雇用保険法施行規則等の一部改正により、雇用保険受給資格者証に加え、雇用保険受給資格通知でも当該保険料の軽減を受けるための書類として用いることができるようにするものです。

説明は以上です。

○**土光委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。賛成、反対に関して御意見があれば述べてください。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** 特にないようですから、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時19分 休憩**

**午前11時23分 再開**

○**土光委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

陳情第16号、いわゆる靈感商法など、悪徳商法の被害の実態解明と対策強化についてを議題といたします。

なお、この陳情の賛同議員欠席のため、賛同理由の説明はありません。

本件について、質疑等ございませんでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡委員 執行部に質問をさせてください。今、米子市としてこの靈感商法等の被害に対する相談事案ってというのはどれくらい寄せられているのかと、消費者相談窓口などの周知はどのようになっているのかというのをお聞かせください。

○土光委員長 萩原課長。

○萩原市民二課長 本市における靈感商法などに関する消費生活相談については、平成24年4月から令和4年11月まで、約10年間に7件でございました。内訳は、平成27年に4件、そして、平成26年、平成30年、令和2年に1件ずつでございます。

そして、市の取組ということで説明させていただきます。本市消費生活相談室では、相談者の方に靈感商法の手口やトラブルについて伝えて、相手との交渉方法について、助言や靈感商法被害救済の弁護士団体の紹介などを行っております。

また、啓発のほうでございますが、消費生活相談室のホームページにおいて消費者庁ホームページ、鳥取県消費生活センターのホームページへのリンクを掲示するほか、地域でのふれあい説明会の開催など、啓発に努めてまいっております。

○土光委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 これまでにふれあい説明会は何回開催をされているのでしょうか。

○土光委員長 萩原課長。

○萩原市民二課長 申し訳ございません。ふれあい説明会の開催についての件数を、今持ってきておりません。

○土光委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 また、報告というか、教えてください。お願いします。

○土光委員長 これは回数等を吉岡委員にということでもいいですね。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のお意見を求めます。

吉岡委員から左回りをお願いします。

○吉岡委員 私は、趣旨採択の立場で意見を述べさせていただきます。この陳情は、国に被害の実態究明をするように要請するというふうに取り組みました。消費者相談窓口を市で設置しているように、被害者への対応は市に第一義的な責任があると考えます。先ほども御答弁いただいたように取組をされているわけですが、まだまだ踏み込み方がちょっと少ないのかなという印象を受けています。こういうふうには、市があまり積極的でない場合は国が主導するのがいいのかもしれませんが、その場合でも、やはり住民に最も近い自治体の問題となりますので、議会としては本市に対してしっかりと取り組むよう求めるのが筋のように思います。そういった意味で趣旨採択といたしました。

○土光委員長 津田委員。

○津田委員 不採択をお願いいたします。今、国のほうでも悪徳商法の法案の結果が出ているということもありますし、そういうことによりまして、私としては不採択をお願いをしたいと思います。以上でございます。

○土光委員長 塚田委員。

○塚田委員 私も不採択でお願いしたいと思います。国会の会期末、12月10日だったと思いますけど、法案が成立しておりますので、国として責任を持って進めていっていただけたらと思いますので、不採択でお願いします。

○土光委員長 田村委員、お願いします。

○田村委員 私も不採択を主張いたします。この靈感商法など悪徳商法の被害って書いてます。靈感商法があたかも全て悪徳商法なのかという話になってくると、これは違うというふうに思います。いわゆる日本自然信仰であったり、シャーマニズム、いろんなもので様々な信仰というのはありまして、そういったものに対して効果があったからいいのか、なかったら悪徳なのかって、そういう話にもなっちゃうような話でありまして、この表題からしてまず駄目だということと、あと、被害者救済法、先ほど触れられておられました。今、もう成立もしておりますし、そういった法体系も出来上がった状態で一市議会からこういった趣旨で上げるということはそぐわないと考えますので、不採択でお願いいたします。

○土光委員長 森谷委員。

○森谷委員 私も不採択でお願いいたします。先ほど塚田委員等も言われてますけども、高額寄附被害救済防止法、これが10日の参院本会議で決まったということですので、これに基づいて行政等、動いていかれると思いますので、不採択でお願いいたします。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 陳情第16号について採択を主張します。先ほど、12月10日に被害者救済法が成立したというふうにはおっしゃいましたけれども、被害の実態に照らして極めて不十分であるという、なかなか規制ができないということで、直ちに実効ある改正が必要だということです。それで、全国靈感商法対策弁護士連絡会の代表世話人の山口弁護士さんが、法律ができたことに一定の感慨はあるけれども、これで被害者救済の幅が広がったとは到底言えないということで声明を出しておられます。問題点として、家族被害の救済が取れないとか、禁止行為の範囲の適用対象が狭過ぎて配慮義務の実効性も不十分、それから、3つ目には個人への寄附が規制対象から外れているなどを挙げて、政府と国会に、被害者や関係者の声を聞いて新たな実効的な法制度を創設されるよう速やかに対処すべきだというふうに、声明をこの日、上げられました。

それから、この成立したときに、被害者または信者二世も引き続きよいものにするために審議を続けてほしいというふうに言っておられます。何か会も立ち上げられたようなんですけれども、そういったことから、この救済法は成立したとはいえ不十分であることから、この陳情を採択して意見書を上げることを求めます。以上です。

○土光委員長 安達委員。

○安達委員 今それぞれの意見がありました。法律は既に通ったということ認めて不採択なんですけど、これから法律が施行されて裁判事例も出ていって、もう少し、それぞれ不満だと意見もありましたが、そこがこれから充実されるだろうと思って、期待をしながら不採択としたいと思います。以上です。

○土光委員長 討論を終結します。

これから採決に移りますが、趣旨採択の御意見がありましたので、手順としてはまず、趣旨採択でお諮りをいたします。それで賛成多数だったら趣旨採択、賛成少数だったら改

めて採択か不採択かでお諮りします。そういった手順でお諮りしますので、よろしくお願いいたします。

では、まず、本件について趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・吉岡委員〕

**○土光委員長** 賛成少数です。

それでは、改めて採決いたします。

陳情第16号、いわゆる靈感商法など、悪徳商法の被害の実態解明と対策強化について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・錦織委員〕

**○土光委員長** 賛成少数であります。

本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第16号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、市民生活部から1件の報告を受けます。

「(仮称)ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」(案)について当局の説明を求めます。

木下環境政策課長。

**○木下環境政策課長** それでは、「(仮称)ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」(案)について報告いたします。

本市では、脱炭素社会の実現に向け、これまで地域新電力でありますローカルエナジー株式会社との連携事業や環境教育の推進等、様々な取組を行ってきたところでございます。令和3年2月のゼロカーボンシティの表明、令和4年4月の脱炭素先行地域への選定等を契機といたしまして、市域全体に広がるさらなる取組を推進するため、「(仮称)ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」を策定することといたしました。つきましては、計画案の概要の御説明及び、明日12月15日からのパブリックコメントの実施について御報告をするものでございます。計画案につきましては別添のとおり資料としてお配りしておりますが、計画の概要について本日委員会資料にまとめてございますので、委員会資料に沿って御説明をさせていただきます。

そういたしますと、3、計画の概要、(1)計画の位置づけでございます。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく地方公共団体実行計画であり、第2次米子市環境基本計画の個別計画として位置づけるものでございます。

計画の期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間としております。これは、国の地球温暖化対策計画、この中で目標として設定をされております、2030年度において温室効果ガスを2013年度比46%の削減というものに合わせまして、2030年度、令和12年度までを計画期間としたものでございます。

(3) 二酸化炭素の削減目標でございますが、目標値については、第2次米子市環境基本計画の中で2025年度の目標値を設定しておりましたが、新たに目標値を見直しまして、2025年度には38%以上の削減、2030年度には48%以上の削減を目標値としております。目標値につきましては、計画の策定に当たり国の目標値と整合性を図る必要があること、また、最終的な目標である2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、必要な削減量を目標値とする必要があることから、資料のグラフに示すとおり最終目標年である2050年をゼロといたしまして、そこから現在へ遡って目標値を設定するバックキャストिंगの方法により設定をいたしております。目標の実現につきましては多くの課題や努力が必要であると認識しておりまして、施策の検証や見直しを図りながら目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

続きまして、資料の裏面を御覧ください。(4) 計画の基本方針といたしまして、資料のとおり6つの項目を定めております。なお、基本方針の策定は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に規定する計画に定める事項や、第2次米子市環境基本計画に掲げる施策の柱等との整合を図っております。

続きまして、(5) 計画の推進体制と進捗管理でございます。本計画は、副市長を委員長とし関係部局長で構成する庁内組織、米子市脱炭素社会実現推進委員会において、総合的・計画的に諸施策の推進・検討・進行管理を行ってまいります。CO<sub>2</sub>排出量の削減目標の達成状況につきましては、毎年度評価を行い、必要に応じて適宜対策や施策の見直し、追加等を行ってまいります。また、本市議会や米子市環境審議会に計画の進捗について報告を行いまして、意見の反映に努めることとしております。

続きまして、最後に3、パブリックコメントの実施についてでございます。明日12月15日から来年の1月20日まで、資料のとおり実施をいたします。パブリックコメントでいただきました意見を踏まえまして、今年度中に計画を策定する予定としております。なお、パブリックコメントの結果及びそれに対する本市の考え方につきましては、取りまとめまして、本委員会でもまた改めまして報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見、御質問等を求めます。

田村委員。

**○田村委員** お尋ねします。このパブリックコメントなんですけれども、この期間中、何件ぐらいの回答を想定されてますか。

**○土光委員長** 木下課長。

**○木下環境政策課長** たくさん意見はいただきたいとは思っておりますが、具体的に何件というふうな想定はしておりません。

**○土光委員長** 田村委員。

**○田村委員** 本市のパブリックコメントっていうのは、いわゆる過去の実例等を見てまして、非常に回答数が少ない。例えば、我々委員、議会に対する報告も実施の前日に行われてるわけですし、それから今回のこの取組、アクションプランっていうのは極めて、国のSDGsだったりとかいろんなこともあるんですけども、全市的に本当に真剣に取り組まないとなかなか遂行できない、目標達成なんか到底難しい問題であります。幅広にこれは、市民、



特にこのいわゆるアクションプランの遂行上、できれば物言う高齢者よりも若い人たちに意見を出していただかないと、これは進まないというのは明らかでありまして、過去の、本当に米子駅の南北だったりしても、我が会派でもやっぱりパブコメやっってくださいよというような活動をしたこともあります。それぐらいやっぱり関心事については、本市のやってくれりゃいいなっていうような、そういった形の姿勢というのは繰り返されておりまして、本市のホームページにあしたから出るんでしょうし、各課に配置されるんでしょうけれども、極めて少ない回答数であるということは予見せざるを得ないということを考えます。これは意見になりますけれども、例えば、今日もマスコミの方、来ておられますけれども、もうプレスリリースをすとか、中海テレビ等で訴えるとか、そういう取組をしていただかないと、これは絵に描いた餅になるんじゃないかと、そういうふうに危惧します。これについて意見を伺います。

○土光委員長 木下課長。

○木下環境政策課長 パブリックコメント実施につきまして、広く周知を図る努力をしたいと思います。まず、広報よなごの12月号につきましては案内を、事前になりますけれども載せさせていただいております。また、中海テレビ放送等を通じた周知についても検討したいと思います。

○土光委員長 ほかに。

吉岡委員。

○吉岡委員 この計画全体を見まして、あまりもまれていないなという印象を受けました。このパブリックコメントを経て、この案そのものが策定されるということかなと思うんですが、環境審議会等にも、この策定以前に御意見を求めるということはないのですか。

○土光委員長 木下課長。

○木下環境政策課長 こちらをお示しさせていただく前に環境審議会のほうを開催をいたしまして、まずはそこで原案を御審議をいただいて、その意見を基に修正を加えたものが本案でございます。以上です。

○土光委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 分かりました。

あと、先ほどの田村委員と同意見なんですが、先日の立地適正化計画の際の市民の意識調査などにおきましても、回答方法が手書きなので郵送ってということで、アンケート結果の詳細を見ますとどうしても高齢者が半分以上ということで、若い人はやはり人口比に比べましても回答が少ない。結局、意見が多いところに集約されてしまうので、若い方の意見が結果的に反映されにくいということになっています。パブリックコメントについても、周知をしっかりとさせていただくのはもちろんのことですが、他市においてはインターネットでのフォームを使った回答方法なども取り入れておられるようですので、その辺りの御検討をしっかりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○土光委員長 木下課長。

○木下環境政策課長 委員、おっしゃいますとおり、インターネットのフォームを使った簡便な方法も考えられると思いますので、そういった方法も利用できるように準備をしたいと思います。

○土光委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 あと、計画の中身について何点か伺います。

4 ページ、地域脱炭素化促進事業についてのところのセクションなのですが、ちょっと最初よく分からなくて当局に説明していただいたんですが、結局、これは市内をゾーニングして開発の促進をする区域を決めるかどうかという話で、この計画では促進区域の設定は行わない、今後検討するという結論になってしまっているんですが、これ8年間の計画ということで、8年間これをたなざらしにするということでしょうか。

○土光委員長 木下課長。

○木下環境政策課長 このゾーニングにつきましては非常に大がかりな作業が必要になりますので、今回の計画で行わないというふうに言い切ってしまうんですけども、ちょっと後ろ向きな表現だと思いますので、記載内容につきましてはもう少し前向きなトーンで、体制を整えば、整い次第等、そういった前向きな表現に修正をしたいと考えます。

○土光委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 再生可能エネルギーの導入促進というものが掲げられていますが、これの中心になるのはどうしても民間業者さんだと思います。民間業者さんが事業を行うに当たって、例えば周辺住民の方との交渉とか、そういうことが負担になるようでは困ります。変な争いが起きたりとか、反対運動が起きたりとか、そういうことでは困りますので、やはり市ができることは、ここにおいて住民との合意形成に汗をかくということだと思います。それに対してちょっと腰が引けるような印象がこの文章から取られましたので、文章を変えるだけでなく、姿勢を、まずそういうところに市は頑張っていくんだという姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

次に、21 ページの具体的な取組例のところなのですが、脱炭素に向けて、先ほど言ったエネルギーをつくるということも大事ですが、省エネルギーということも大変重要になってきます。省エネルギー化の推進の④建築物の省エネルギー化促進というのが、具体的な取組例としてZEBやZEHの導入と普及促進となっていますが、これはちょっと、何かハードルが高いというか、目標が高過ぎるように思います。ここに至るまででも、内窓の改修とか、二重窓の設置とか、建物の断熱改修とか、一步一步できることがあると思いますので、そうしたもうちょっと細かな取組ということを書いていかないと、またこれを評価するときにあんまり進みませんでしたみたいなことになるかなと思いますので、もう少しここ、具体的にさせていただいたらなと思いますが、このZEBとZEHだけが書いてあるというのは何か理由があるのでしょうか。

○土光委員長 足立環境政策課課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 建物の省エネルギー化の促進のところのZEB・ZEHの記載についてでございますけれども、省エネルギー化の、ZEB・ZEHの建物が最終的な目標ということで記載をさせていただいたんですけども、委員のおっしゃるとおり、一部のZEB化とか、そのZEB化に向けた一部の取組というの也非常に重要なことだと考えております。記載方法については御意見を参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○土光委員長 藤岡市民生活部長。

○藤岡市民生活部長 補足いたしますと、ZEB、あとZEHについてでございますが、

こちらは本会議においても御質問をいただいておりますが、完璧なものというのはなかなか難しいところがあることについては委員も御承知のとおりだと思います。できることからということで、少しずつでも進めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど4ページの地域脱炭素化促進事業の促進区域についての御質問をいただいたところでございますが、こちら本文にも書いておりますように、どのようなエリアに再エネが導入されていくことが望ましいかですとか、本市の特性も考えた上で、土地利用、インフラの在り方も含めて長期的に検討していく必要があることとございます。地球温暖化対策の推進に関する法律で、こちらのゾーニングにつきましても細かく定められているものでございますが、市域全体を考えていくお話になりますので、この基本計画、今回の計画の内容では、書いておりますように本計画では促進区域の設定は行わず、今後推進体制も含めまして検討を続けていきたいと考えております。以上です。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** ありがとうございます。ただ、そのゾーニングとか促進地域の制定というのが難しいというのは分かりますが、あまりゆっくり構えていると開発のほうに遅れが出るというようなこともあるかもしれませんので、そこはそのゾーニングということよりも、受け入れていただきやすい環境を整えるという視点で、市は取り組んでいただければと思います。

あと、同じく21ページのところなんですけど、具体的な取組例の②番で、環境に配慮した省エネ製品というところがあるんですけど、これは具体的にどんなものを今想定しておられるのでしょうか。

**○土光委員長** 木下課長。

**○木下環境政策課長** 具体的には、いわゆる同じことが実現できるのであれば省エネ対応の電化製品ですとか、そういったものを想定をしております。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** やはり市民への啓発っていうのが非常に大事で、買換えのときなどに的確にその情報が入ることが必要だと思いますので、具体例を示して、市民が分かりやすく、こういったものをどういったタイミングで買い換えるといいのかというようなことが周知されるといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○土光委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** まず、いつもなんですけども、このアクションプランを市民に広く意見をいただくということでパブコメをやられるんですけど、大体1か月ちょっとぐらいで短いなというふうに思います。あしたから早速もうされるということなんですけど、先ほど来お話があるように、ちょっと今回もですけど、DXとか何かこれで進めるとかっていろいろ言ってる割には、このパブコメって旧態依然としてるなというふうに思います。若い人は全体ではないかもしれないけど、非常に地球の気候変動だとか地球環境のことなんかに関心を持ってる人も多いです。そういう人たちに十分見てもらって、意見を言ってもらって、ちゃんとしたっていうか、アクションプランになるようにするためにも、ネットで回答を求めるようなものなのか、何か例えば、こういうものがもうアクションプランで皆さんの意見出ました、30人ぐらいから出ました、これに対してできません、この項目はちょっとだけ入れますとか言って、そんなことでもうやった感でこれやられると、非常に困るな

っていうふうに思います。例えばこういうものをつくろうとするんだったら、関心ある市民に呼びかけて、何ていうかな、意見交換の場ができるような、そういうような設定をしてもらったらいいなというふうに思います。あしたからやるって言われるんで、どうなるかなっていうふうに思いますけど、これにかかわらず、このパブコメについては、一言意見は言っておきたいと思います。このことだけじゃないんですけども。

それと、私は吉岡さんみたいにぼっちり見てなくて、ざっくりしか見てないんですけども、多分これもひな形みたいなのが何かあって、米子市にできるっていうか、それを入れ込んでやられたのかなというふうには思います。例えばプラスチック資源循環促進法、そういったものもできたのに、本当にこれが反映した形になってるのかなっていうふうにいろいろ疑問に思うこともあります。それで、聞いてみますけど、22ページの4Rの推進ってところで、生ごみ処理機なんかの分の補助制度とかっていうふうにしてありますけど、例えば家電製品の、これを省エネ化にするために、みんな省エネしたいんですよ。省エネしたいし電気代も安く収めたいけれども、やっぱりするためにはお金がかかるので、ここを補助制度なんかしてもらってもっと進むかなと思って。それは生ごみ処理機なんかよりももっともお金が要ると思うんですけど、そういうことの覚悟っていうものは米子市にあるのかなと思ったりしています。そういう補助制度などについては今後、検討はされますかね。ちょっとこのことだけ聞きたいんですけど。省エネの家電製品とか。

**○土光委員長** 木下課長。

**○木下環境政策課長** 他市の例を見ますと、経済対策としての理由からそういった補助制度を設けておられるところがあるというふうには情報は収集をしておりますが、本市において今のところは、そういった省エネ家電製品に対する補助制度っていうのは考えてはおりません。

**○土光委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** ちょっと一例を挙げただけなんですけども、まだまだこれからということだというふうには思います。

それで、先ほども吉岡さんも言われたように、自然再生エネルギーをどんどん進めていくっていう、事業者を応援するっていうのもいいと思うんですけども、例えば今、バイオマスの大型の、崎津のバイオマス発電、和田浜工業団地ですか、あそこのところで、それ設置したのはいいけれど、環境被害が非常に大変なことになってるとか、そういうことが起こらないように、米子市は目配りをして援助するという、そういう姿勢をやっぱりまず持っていただきたいというふうに思います。例えば、防じんとか騒音とかがたとえ収まったとしても、排水で川の温度が上がっているとか、そういうことにも行き着くので、いろんなことに目配りして進めていただきたいなというふうに思います。これは要望にとどめておきたいと思います。

**○土光委員長** ほかにございませんでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** 市民一人一人の取組もしっかり読み切っていない部分もあって、自分はそのまで行き着いてないんですが、自戒を込めながら。例えば事業所にも働きかけもされるでしょうし、事業所には国からの、経産省からはこのような取組を図られたいとか指導がいくんでしょけれども、一番手近なところでいくと、米子市役所の公用車、市内

にもいっぱい、走ると軽のバン系によく出会うんです。こういった車を、例えば年間、何年間かけてEV車に替えるとか、買い換えるとか、そういった目標とかが、持つとられるでしょうけれども、そういうのをもう少し具体的に示してもらいたい。広報はいろいろやり方をしますって課長が説明されましたが、もう少し分かりやすい、手近にあるような、手近に見えるような表記の仕方もあるかなと思うんです。例えば隣の市立図書館に行くと、玄関に発電量がぱっと見えるようになってるんですよ。現在発電量がこれくらい出てます、カロリーはこれくらいですってというような、ああいったのが見えると、あ、太陽光で今、屋上ではこのように発電量を発揮してるんだな、そういったものを、紙媒体もそうですが、年間続いて広報しますとは言われますが、もう少し手近なところで見えるように、個人個人がどのような取組をすることでこのようになりますというようなことを広報してもらいたいという要望です。以上でお願いします。

**○土光委員長** ほかにございませんでしょうか。

塚田委員。

**○塚田委員** 私も、アクションプランの案なので、いろいろ意見があるのは分かります。私も要望ですけども、2050年ですか、30年後ですよ、にはゼロにしたいというところで向かっていくと。目標を掲げていくということで、30年後といたら、今の小学生の子どもたちが40歳、ちょうど我々世代になるかなということなんで、小学生の子どもたちにSDGs、NHKから流れてるSDGsの歌を歌いながら帰ってきたりする子どもたちも見ますけど、関心がすごい高いので、これを機に米子市、自分たちの米子市をこうしたいんだっていうので勉強の一つとして、プロの方を米子市の学校に派遣してでもこういう授業を一つ一つ行って行って、子どもたちからの大人への、保護者への発信。子どもから言われたら保護者は節電したり、電気切っていないよって言われたら切るようになってしましますんで、子どもたちからの認識、意識を強く持ってもらって、未来の米子をよくしてもらえたらと思いますので、ぜひとも学校の授業にも取り入れてもらって、米子市をこうしていきたいなっていう話ができたらなと思ひまして、要望としたいと思ひます。

**○土光委員長** ほかに。

津田委員。

**○津田委員** 私も、今回、一般質問のほうで、この件について質問しておりますので、私だけがちょっと言わんわけにはなりませんので、ちょっと言わせてもらいます。私も、皆さんと重複するような部分もありますけど、このゼロカーボンシティを目指していくためには、お金がかなりかかっていくもんだと思っております。その関係で、先ほどいろいろ出ましたけど、そういう省エネの機材というか、そういうものにもお金がかかりますし、それからあと、先ほどの塚田委員のほうも言われましたけど、子どもたちにそういう教育をしていく部分、そういうことも必要であります。まだまだ先だと思っても、2050年ですかね、その先に逆引きで今、計画をされるということですけど、お金もかかっていくということで、その辺もやっぱり事業というか、そういうふうな展開を市のほうでやっていただかないと、予算とかがないとこの取組に関してもなかなかできないんじゃないかっていうふうに思ひますので、ひとつ私も要望として言わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**○土光委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** ないようですので、本件については終了します。  
民生教育委員会を暫時休憩します。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○**土光委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第92号、米子市フレイル対策推進基金条例の制定についてを議題といたします。  
当局の説明を求めます。

渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** それでは、議案第92号、米子市フレイル対策推進基金条例の制定についてを御説明いたします。

議案書は、92の1ページをお開きください。本年9月に、本市におけるフレイル対策の全市的展開の推進のため寄附金を受領したところでございますが、その寄附金を原資として資金を積み立て、民間企業との協働によるフレイル対策に要する費用に充てるため、米子市フレイル対策推進基金を設置することとしまして、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容としましては、設置目的、積立て及び管理、運用、処分に関する内容を規定いたしております。施行期日は、公布の日といたしております。基金を設置することによりまして、今後複数年にわたり本市のフレイル対策の推進に活用していくこととしております。

説明は以上です。

○**土光委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

安達委員。

○**安達委員** 今、提案があつてお聞きしている中で、設置目的とかありますけれども、何がしかの大金だと思つてますので、寄附者の意図とか、目的制限とか目的をもう少し具体的に教えてもらったらと思うんですが、お願いします。

○**土光委員長** 渡部課長。

○**渡部健康対策課長** この寄附金、基金の目的のお尋ねでございますけれども、寄附者からは、まずフレイル対策の全市展開を推進するために活用してほしいということ。それに伴いまして、全市的にこのフレイル、フレイル度チェックとかフレイルの予防実践につきまして全市的に展開するためには、やはり米子市、行政だけの人材等では不足するというようなことがありまして、民間企業と協働してフレイル対策を推進するための財政的な資源として使ってほしいということでの寄附者の御意向がありまして、それに沿った形で使用する予定ということとしてしております。以上です。

○**土光委員長** 安達委員。

○**安達委員** 今、課長から説明がありました。これから自分も、高齢社会の一人として、フレイルも物すごく大事だというのは分かります。その中で、全市的に広げるべき運動とか事業の展開だと言われる、その原資と言われるんですが、制限とかはないのかな、目的制限、いわゆる使用目的の制限とかつていうのはないのかなと思つて、もう一つお聞き

します。

○土光委員長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 先ほど申し上げましたように、寄附者の意向も酌みまして、フレイルの全市展開、それから、これを民間企業と協働してフレイル対策に使っていくということですが、その寄附目的があるということですので、それに沿って使用していくということです。特段制限、例えば必ずこれに使うとかそういった意味での制限というのはございません。

○土光委員長 ほかにございませんでしょうか。

錦織委員。

○錦織委員 1億円という寄附金をもって、この基金が今回条例制定されるわけですが、それでも限りがあることなんですけど、今後、この基金がなくなったら、このフレイル対策はどうなるんでしょうか。それもちょっと気になるところなんですけど、お聞きします。

○土光委員長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 基金を活用して行って、その後というお尋ねだと思いますけども、米子市のほうでは、御承知のように、令和元年度からフレイル対策を進めてきておりまして、現時点においても、予算を投入して対策事業をしてきているところでございます。今後、この寄附金を基金として大切に活用していく、有効に活用していくということではあるんですけども、基金がなくなったからと、全て使い切ったからといって、フレイル対策自体はそこで終わりということではなくて、必要なものであるというふうに認識しております。今後、このフレイル推進の中で、やはり民間の協力、お力をお借りするということが重要なキーになると思っておりますので、そういった民間の力の活用も含めて、基金を活用し終わった後についても、フレイル対策は推進をしていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 それで、先ほどから民間企業とかと協働してフレイル対策を推進していくということなんですけど、民間っていてもいろいろあるんですけど、大体どういうところを想定しておられるんでしょうか。

○土光委員長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 フレイル対策、大きなところにつきましては、やはりフレイルかどうかを判定するためのフレイル度チェック、それからフレイル、プレフレイルと判定された方を改善するための予防実践教室、そういったのを広げることが大きな取組になるかと思っております。そういった中にありますのは、やはり今、例えばですけども、介護サービス等を提供されていて、そういった運動指導、口腔栄養指導、そういったことをしていただけるような方を、一例としては想定をいたしております。今、去年の12月からですけども、民間の事業者様のほうで、米子市フレイル予防推進協議会という任意の協議会もつくっていただいておりますので、そういったところでの様々な御意見等もいただきながら、今後のフレイル対策について考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○土光委員長 錦織委員。

○**錦織委員** 答弁聞きましたら、介護サービスの関連事業者かなというふうに思いました。

それで、これの施行期日ですけど、公布の日となっておりますけど、これはいつ頃になるのでしょうか、予定としては。

○**土光委員長** 渡部課長。

○**渡部健康対策課長** 議会議決の後ということになります。

○**土光委員長** ほかに。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 何点か伺います。普通、民間では基金というと、それは置いて運用して、運用益を使うというようなイメージなんですけど、ちょっと勉強不足で分からないので、この市の基金というのはどういうふうな扱いになるのかということをお願いしたいです。

○**土光委員長** 渡部課長。

○**渡部健康対策課長** まず、基金ですけども、これ地方自治法241条のほうで、基金を設けることができる、資金の運用も含めて基金を設けることができるというふうに規定をされております。そういった中で、今回の条例案のほうでもありますけども、例えば、その活用方法、運用方法としましては、第6条のほうに繰替え運用という規定、これを行うことができるということで、定めておまして……。

○**土光委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 基金に対する基本的な考え方だと思います。これは、法令の根拠も今、担当課長が申し上げたとおり、あるわけですけど、もっと分かりやすく説明しますと、委員がおっしゃったのは、いわゆる資金保全型といいたいでしょうか、一定の余裕とはいいませんけど、資金があるので、それを当面使わずに保全しておこうということだと思います。そういった基金もなくはないわけでもありますけども、一般的には、公共団体が基金を積む場合は、一つは資金保全型。これは分かりやすくいうと財政調整基金のようなものです。これは、今すぐすぐに使わずに、取りあえずお金をためといて、何かあったときに、例えば、あってはならないことですけど、災害とか、不測の事態、今回のコロナなんかもそうなんだろうけども、通常は予測できないような大きな異変があったときに、財政、お金が必要になりますので、そういういざというときのために、当面、資金を確保しておこうという、こういう資金確保型のものもあります。そして、いざというときには使うと。

そういう考え方と、もう一つは今言ったように、つくった基金をどう使っていくかというのが2つのパターンがありまして、一つは、いわゆる利息、元本には手をつけずに、当面は利息だけを使っていく、だから元本は減らない。果実運用型っていいですけどね。果実だけを当面使っていくという使い方の分と、元本を取り崩していく、今回の基金はそういう基金なわけですけども、一つのお金を例えば5年間とか10年間、少し年度の長いスパンで使っていくとするとときに、その資金を確実にするために基金を積んどいて、それを例えば5年とか10年とか、少しずつ使って、新たな基金を積み重ねれば当然、目減りしていくわけですけども、そうやって何年間かにわたる施策を安定的に実施していく、こういうために積む基金、こういうふうに2つあると思います。今回お願いしてる基金は、まさに後者の分。つまりフレイル対策というのは、当然、1年やって効果が出るというものじゃありませんので、しばらくこれをやり続ける必要がある。1億円でどこまでもつか



というのはありますけども、これを何年間にわたってしっかり使わせていただくために基金を設定して、そこに積ませていただいて、それを毎年毎年取り崩す形で施策をやっていきたくて、こういう性格のものです。以上です。

○**土光委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** ありがとうございます。よく分かりました。

あと、この民間企業との協働によるフレイル対策に関するって書いてあるんですけど、市独自の事業で使おうとする場合に、条例改正が必要なのか、それとも議決だけで大丈夫なのかを教えてください。

○**土光委員長** 渡部課長。

○**渡部健康対策課長** 今回、条例のほうを制定させていただきまして、そこに設置の目的ということで、民間企業との協働によるフレイル対策の事業に充てるということで条例のほうに規定をいたしておりますので、そこから外れるようなことにしようということになれば、そのときは条例改正等、手続が必要になると考えております。

○**土光委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

賛成、反対を含めて御意見があれば挙手の上、お願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第92号、米子市フレイル対策推進基金条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時15分 休憩**

**午後1時22分 再開**

○**土光委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部から1件の報告を受けています。

米子市高齢者陶芸作業所の廃止について、当局の説明を求めます。

赤井長寿社会課高齢者福祉担当課長補佐。

○**赤井長寿社会課高齢者福祉担当課長補佐** そうしますと、資料を御用意いただきますようお願いいたします。長寿社会課より米子市高齢者陶芸作業所の廃止について報告いたします。

まず初めにでございますが、資料上段に経過と方針というところがございまして、平成6年3月に「設置」と記載しておりますが、「設置」の部分を「建設」というふうに文言訂正させていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

そういたしますと、内容に入らせていただきます。高齢者の生きがいと健康づくり推進のため平成6年3月に建設いたしました、加茂体育館の敷地に隣接しております米子市高

齡者陶芸作業所でございますが、建物の老朽化が著しく、安全確保が難しくなったことから、昨年度より利用者代表の方と施設の今後について協議を行ってまいりました。劣化の程度から修繕は難しく、建物の更新が必要な状況ではありますが、建設いたしました平成6年当時とは状況が変わっておりまして、陶芸を扱うカルチャースクールなども増えておりますし、高齢者の生きがい活動も多様となっております。そういう背景もございまして、市が陶芸作業所を運営する必要性が低い状況であると考えておりまして、令和4年度末をもって廃止いたします。

施設の現状ですけれども、受講者17名と講師4名の計21名が利用されており、講座は4グループに分かれて受講しています。建物の状況、経費については記載のとおりです。受講者には次の活動先を考えていただくようお願いしておりまして、陶芸講座を行っている市や民間施設の情報を提供したり、御相談に応じながら、受講者の皆さんの意向を伺い、丁寧に対応してまいります。

また、廃止条例については3月議会に提案し、廃止する予定としており、令和5年度夏頃までに施設を解体除却する予定でございます。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見、御質問等を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** 28年たって、もう老朽化が著しくっていうので、28年でこんなに老朽が著しくて、周辺の安全確保が困難っていう事態がちょっと理解がし難いんですけども、軽量鉄骨造りっていうのは、耐用年数24年って書いてありますけど、何かしらこれ修復っていうか、補強するっていうようなことはあんまり話し合われなかったんでしょうか。

**○土光委員長** 赤井担当課長補佐。

**○赤井長寿社会課高齢者福祉担当課長補佐** こちらの建物なんですけれども、本当に現場作業所のようなプレハブのような建物でして、部品を交換するというようなことがちょっと難しいような建物ではありまして、また、立地が意外と海に近いということもありまして、ちょうど躯体の部分の腐食がとても激しくって、このままだと飛んでしまうというところですか、倒壊するということなどところの危険が増しているというところがございます。

**○土光委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** かなり危ないんだなっては思いましたけど、まだ受講者もおられるし、なくしてしまうというのは非常に残念だなというふうに思います。大体ここは、多いときで何人ぐらい利用されてたんでしょうかね。受講者の方、月にというか。

**○土光委員長** 赤井担当課長補佐。

**○赤井長寿社会課高齢者福祉担当課長補佐** 多いときというところで、履歴で一番分かったところはですね、受講生が大体29名とかそのくらいであったように記録が残っております。建物としてはとてもコンパクトな建物になっておりまして、七、八人が入るともうぎゅうぎゅうになるというようなことで、あまりたくさんのお入りいただけないような状況でございました。

**○土光委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 民間施設においてもね、陶芸教室とかっていうのも確かにいろいろカルチャーでつくられてるのは分かるんですけど、恐らく、ここがあるっていうことは、授業料も安くできるんじゃないかなというふうに思ってます。できれば、そんな小さいものだったら何かしら代えてあげることができないのかなというふうには思いますが、その利用者などからも、これは納得しておられるっていうことなんでしょうか。

○**土光委員長** 赤井担当課長補佐。

○**赤井長寿社会課高齢者福祉担当課長補佐** 残念であるというお声は聞いてはいるんですけども、施設の古さですとか、固定化した人たちでずっと使われてきた背景もありまして、その部分については御納得いただいております。

○**土光委員長** ほかに御意見、御質問。

田村委員。

○**田村委員** この解体除却後の土地、更地ですね。もう8坪満たない土地、これどうされるんでしょうか。

○**土光委員長** 赤井担当課長補佐。

○**赤井長寿社会課高齢者福祉担当課長補佐** こちらの土地の敷地なんですけれども、大体130平米という手狭な土地になっておりまして、加茂体育館の駐車場に本当に隣接しているような形になっております。なので、こちらの土地だけを売って何かにできるというような場所ではないというふうに考えておりますが、また担当部署と協議して検討を進めたい思っております。

○**土光委員長** 田村委員。

○**田村委員** 例えば建物つきで売却とか、何か物置とか、そういうことでってのは考えられなかったんですか。

○**土光委員長** 赤井担当課長補佐。

○**赤井長寿社会課高齢者福祉担当課長補佐** 先ほども申しましたとおり、施設としてはとても古い危険な状態にはなっておりますので、こちらを建物つきでどちらかに譲るとするのは難しい状況ではないかなというふうに考えております。

○**土光委員長** 田村委員。

○**田村委員** 利用されとった方がね、受け継がれば一番いいんじゃないのって思ったんですが、そうはいかなかったっていうことですね。

○**土光委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 先ほど御説明もさせていただきましたが、体育館の駐車場の本当に一角のようなスペースでございます。基本的に、その部分を切り取ってどなたかにお譲りするという考えのところはしてないところでございます。

○**土光委員長** 森谷委員。

○**森谷委員** 確認で聞かせていただきたいんですけど、この米子市高齢者陶芸作業所というのは、この河崎だけにそういった施設があるんですか。それともほかに米子市あるんでしょうか。どうかと思ひましてお聞きしたいと思ひます。

○**土光委員長** 足立課長。

○**足立長寿社会課長** 申し訳ございません。ちょっと聞き取れませんでした。もう一度お願いできますでしょうか。

○土光委員長 もう一度お願いします。

○森谷委員 米子市高齢者陶芸作業所というのは、この河崎だけにあるのか、それとも米子市でほかにもあるんでしょうかという確認でございます。

○土光委員長 赤井担当課長補佐。

○赤井長寿社会課高齢者福祉担当課長補佐 高齢者の陶芸作業所というものは、こちらの河崎にしかございません。以上です。

○土光委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 1 時 3 2 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 土 光 均